

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の 6 の (1) に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針に基づく裏付け命令の申請に係る意見照会への回答について (報告)

【概要】

日本海・九州西広域漁業調整委員会より各海区の広域漁業調整委員に対し、令和 7 年 7 月 10 日付の文書において、標記の意見照会がありました。

これは、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業の承認がないことを認識した上でくろまぐろを採捕し、販売していた者があり、違反が悪質なものと認められることから、農林水産大臣による裏付け命令の申請を行うために行われた意見照会です。

このことについて、鳥取海区の広域漁業調整委員である山根委員に意見照会を行ったところ、裏付け命令の申請に同意するとの回答があったため、日本海・九州西広域漁業調整委員会に対し、資料 6—2 のとおり同意する旨を回答しましたので報告します。

【経過】

- ・違反の内容等については、現在、秋田県が詳細を調査中。
- ・最終的な結果については、日本海・九州西広域漁業調整委員会で報告される予定。

【参考】

(1) 広域漁業調整委員会指示違反から罰則が課せられるまでの流れ
委員会指示違反に対して罰則はない。以下の手続きを経て罰則が課せられる

- ① 指示違反者がいるときは、広域漁業調整委員会が農林水産大臣に対して、その者に指示に従えという命令 (「裏付け命令」と呼ばれる。) を出すように申請。(漁業法 121 条第 4 項で準用する前条第 8 項)
- ② 農林水産大臣がそれを受けて裏付け命令を発出。(法 121 条第 4 項で準用する前条第 11 項)
- ③ 裏付け命令を出したのに、指示に従わない場合、その者は農林水産大臣の裏付け命令違反として罰則が課せられる (法 191 条)

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の 6 の (1) に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針 (一部抜粋)

広域漁業調整委員会は、会長 (又は会長職務代理者) が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付け命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。(対応方針 2. (2))

令和 7 年 7 月 16 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会
会 長 田中 栄次 様

鳥取海区漁業調整委員会
山根 慎司

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の 6 の（1）に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針に基づく裏付命令の申請に係る意見照会（回答）

令和 7 年 7 月 10 日付け 7 日委第 18 号による日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 78 号の 6 の（1）に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針に基づく裏付命令の申請に係る意見照会について、裏付命令の申請を行うことに同意する旨を回答します。